～建設汚泥の工事内・工事間利用を促進～

建設汚泥を処理したものを自ら利用しましょう！ ＜要約版＞

建設汚泥処理物の自ら利用とは、改良等により廃棄物を適正に利用できる品質にしたものを排出事業者が自ら使用することをいい、排出側工事の元請業者が排出事業者に該当する。また、自治体によっては条例や要綱等により、一定条件を満たせば、発注者主導による工事間利用を自ら利用として認めているところ（主に政令指定都市）もある。

自ら利用を行う場合は、利用用途に応じた適正な品質を有していることを客観的に示せるよう、次のような品質目標の明示と品質管理を実施するなど配慮が必要である。

①設計図書に品質の具体的な目標値が記載されていること。

②処理したものの品質を定期的に測定し、記録を保管すること。

【建設汚泥とは】

- 地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。

【建設汚泥処理物とは】

- ①建設汚泥にセメント等の固化材を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの、②建設汚泥に石灰等の固化材や添加剤を加え固化処理したもの、③建設汚泥を脱水・乾燥させたものなどがある。

建設汚泥（産業廃棄物）排出工事

分類	非自硬性汚泥		自硬性汚泥
発生源工事種別	・泥水式シールド ・泥濃式推進 ・アースドリル・リバース式基礎杭	・泥土圧式シールド ・オープンケーソン掘削 ・ウォーター－ジェット併用基礎杭	・高圧噴射撹拌工法 ・連続式地中壁 ・鋼管ソイルセメント杭 ・セメントミルク混入杭
性状	含水比が高く、機械式脱水により減量化が可能である	含水比が比較的低く（150%以下）、機械式脱水が困難である	セメントなどが混入しており、放置すれば固結する
	泥水状汚泥	泥土状汚泥	

●廃棄物該当性の判断

廃棄物とは、排出事業者が利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して排出事業者が判断すること。

●利用用途

工作物・建築物の埋め戻し、土木構造物の裏込め、道路路体の盛土等が考えられるが、建設汚泥処理物が利用用途に応じた品質であることを確保するとともに、生活環境の保全上の支障が生じないようにする必要がある。

●処理方法

セメント等固化材による固化処理、脱水処理、乾燥処理等があるが、建設汚泥の性状、発生量（日処理量）、利用用途毎の要求品質等に応じて適切な処理方法を選定する。

●品質管理

① 品質区分

建設汚泥処理土を土質材料として利用する場合の品質区分は原則としてコーン指数を指標としている。

②生活環境保全上の基準および確認方法

生活環境保全上の基準については、環境基本法に基づく土壌環境基準（溶出量基準）に加えて有害物の含有量基準とする。ここで、含有量基準については、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に準ずるものとする。

③環境への安全性（ｐＨ等）

処理土のｐＨが高い場合は、表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮（覆土、敷土等）が必要である。

④強度管理（強度発現）

処理土の品質は最終的には盛土等の利用用途の状態で把握することが望ましいが、実際に完成した盛土等の構造物に載荷することはできないため、協会では改良直後に採取した供試体の3日、7日強度により判定することを推奨している。

⑤再泥化

処理方法によっては仮置きした処理土が雨水等により再び泥状に戻ることがあり注意が必要である。

●管理帳票

処理方法、利用用途等を記載した「建設汚泥処理土利用計画書」を工事着手前に作成し、その実施状況を記録するとともに、これら書類については発注者から確認を受けて、一定期間、保管することを推奨する。管理帳票類等については、本協会が発刊している「泥土を適正に処理するための手引書」ならびに「泥リ協の読み方」等を参考されたい。

利用形態		自ら利用
ステークホルダー	発注機関	△（発注者主導）
	排出事業者	○（排出事業者が利用事業者）
	利用事業者	
	中間処理業者	－
産業廃棄物処分業の許可（第14条 6）		不要
産業廃棄物処理施設の設置許可（第15条）		廃棄物処理法が適用される
収集運搬業の許可（第14条 1）		排出事業者自らは場内・公道は不要 委託は公道では必要
価値判断の考え方		必ずしも有償譲渡できなくてもかまわない 利用価値
卒廃棄物と判断しうる時機		利用された時点
利用しなかった場合、あるいは余った場合の措置		産業廃棄物として処分

【お問い合わせ】（一社）泥土リサイクル協会

〒492-8266 愛知県稲沢市横地町12番地　窓口：野口、西川

URL http://www.deido-recycling.jp

電話 0587-23-2713，FAX 0587-23-2734，E-mail deido@deido-recycling.jp

※自ら利用を検討される方は、詳細版をご利用ください。

排出事業者様

建設汚泥リサイクル、浚渫土砂および災害堆積土砂の有効活用について、ＶＥ提案、設計変更を支援します。

【概要説明】
当初設計が産業廃棄物処分であったが、VE提案により隣接する工区の道路路体材として試験施工を経て確認し、有償売却により使用した。発注者から高い評価を得ている。

連続地中壁施工状況

原泥

調泥後投入状況

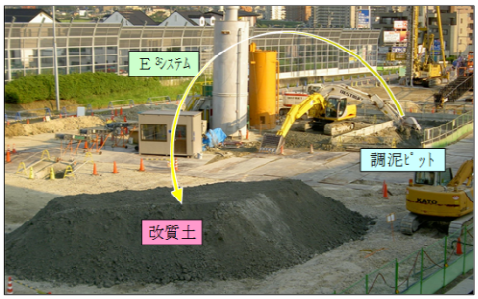

泥土リサイクル施工状況

処理完了

【概要説明】
泥土圧シールド工事から排出される掘削土砂を天日乾燥し、場内利用する予定であったが、天日乾燥では要求品質が満足できないことから本技術が採用された。安定した要求品質の確保ならびに工事費の低減も併せて実現した。

泥土圧シールド掘削排泥状況

天日乾燥状況

処理プラント全景

処理土盛立状況

また、要請に応じて泥土を適正に処理するための講義、講演をご提供いたします。

泥土　検索

資源循環型社会を創造。
一般社団法人 泥土リサイクル協会
http://www.deido-recycling.jp

【お問い合わせ】（一社）泥土リサイクル協会
〒492-8266 愛知県稲沢市横地町12番地　窓口：野口、西川
URL　http://www.deido-recycling.jp
電話 0587-23-2713,　FAX 0587-23-2734,　E-mail deido@deido-recycling.jp